

1 - 9 財団法人青森県沿岸漁業振興協会

(1) 法人の概要

(平成 17 年 6 月 1 日現在)

理 事 長	植村 正治	県所管部課名	農林水産部 水産振興課	
設立年月日	昭和 57 年 11 月 12 日	基本財産	3,000 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		3,000 千円	100.0%
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤	備 考
	理 事	6 名	1 名	
	監 事	2 名	名	
	職員数	9 名	名	県漁連指導課職員による事務処理
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力船「むつ」に係る風評被害に備えるための基金の積み立て ・漁業者等の経営の安定及び沿岸漁業の振興のため漁業協同組合等が実施する施設整備及び種苗の購入等に対する助成 			
経営状況 (平成 16 年度)	当期収入	24,161 千円	(その他参考)	
	当期支出	65,159 千円	次期繰越収支差額	42,064 千円
	(うち事業費	47,168 千円)		
	当期収支差額	40,998 千円		

(2) 沿革

昭和 57 年 8 月 30 日、「原子力船『むつ』の新定係港建設及び大湊港への入港等に関する協定書」が国、日本原子力船研究開発事業団、青森県、むつ市及び青森県漁業協同組合連合会の間で締結され、この中で原子力船「むつ」に係る風評による魚価安定対策の充実を図ることが合意された。

この合意に基づき、魚価安定対策（原子力船「むつ」に係る風評により、青森県に水揚げされた魚貝類等の価格が低落し、又は販売不能となった場合に、当該魚貝類等の買取り、販売又は処分（以下「買支え」という。）を行う事業及び買支えを実施するために必要な事業）を実施するため当法人は設立された。

その後、原子力船「むつ」は平成 7 年 6 月にその役目を終え、使用済みの核燃料は平成 13 年 6 月から 11 月にかけて東海村に移送された。これにより原子力船「むつ」に係る風評被害に対する魚価安定対策のための魚価安定基金制度は、平成 18 年度末をもって廃止されることとなっている。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、原子力船「むつ」に係る魚価安定基金制度が平成 18 年度末をもって廃止されることを踏まえ、平成 18 年度末をもって廃止されることとなっている。このため、当法人の経営も魚価安定基金の段階的削減計画に基づき行われている。

このような状況を踏まえ、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは「今後も、魚価安定基金の段階的削減計画に沿った事業の縮小等を平成 18 年度末まで計画的に行い、本法人が円滑に廃止されることを望む。」と提言されている。

当法人が廃止となる平成 18 年度末までの協会財産の推移及び収支計画について、資料及びヒアリングで確認したところ、一般管理費や魚価動向調査費といった助成事業以外の経費については魚価安定基金積立金を毎年度 10,000 千円ずつ取り崩すことによって、その経費を確保することとし、平成 18 年度末において当該積立金の残額を 0 千円とすることとなっている。

また、魚価安定基金の運用利息（以下「果実」という。）によって実施される魚価安定に資する事業及び沿岸漁業振興対策事業といった助成事業については、平成 13 年度までの果実の残額に基づき、各漁業協同組合（以下「各組合」という。）に平成 18 年度までに配分する助成金の額が合意されており、当該配分額に基づき各組合が平成 18 年度までに事業を実施し、当法人が助成金を交付するという計画となっている。なお、最終的に当法人には平成 14 年度から平成 18 年度までの果実に相当する額、約 19,000 千円が純財産として残る計画となっている。

当法人に対し、法人の廃止に向けた事業の実施状況及び実施見込み並びに廃止に向けての課題等を確認したところ、平成 18 年度までに各組合において事業は実施、完了することになっており、廃止に向けて各組合の納得も得られているため、現在のところ廃止に当たっての問題はないとのことであった。また、約 19,000 千円が残るとしていた純財産については、管理費を実績ベースで置き換えて試算してみると約 23,000 千円が残る見込みであり、その用途は決まっていないとの報告があった。

以上のことからすれば、当法人は平成 18 年度末の廃止に向け計画的に業務を進めており、事業の対象である各組合等の理解も得られていることから、順調に廃止に向かって進んでいると言える。

イ 経営状況

単年度で見ると収入に比べ支出が多く収支差額は赤字（ 40,998 千円）となっているが、これは魚価安定基金の段階的削減計画に基づき、平成 13 年度までの繰越収支差額を財源として事業が計画、実施されているためであり、経営状態に問題はなく、平成 16 年度末においても 42,064 千円の次期繰越収支差額を有している。

ウ 業務執行状況

当法人の業務は、常勤職員がいないため、委託契約に基づき青森県漁業協同組合連合会指導課の職員（9名）が行っている。

事業については、法人設立の目的としていた原子力船「むつ」に係る風評被害は発生しておらず、当法人はもっぱら沿岸漁業の社会的、経済的基盤の整備開発に係る事業（「魚価安定に資する事業」及び「沿岸漁業振興対策事業」による助成事業）を行っている。当該助成事業については、前述したとおり、各組合への配分額が既に決まっており、その財源も確保されているため、事業遂行に当たって困難を生じることはない。このため、各組合等による適正で効果的な事業実施について確認・指導をし、助成事業を実施していくことが、当法人の主な業務となっている。

（4）当法人に対する提言

当法人は、その活動を通じ原子力船「むつ」に係る風評被害に備えるとともに、漁業者等の経営の安定及び沿岸社会の振興に寄与してきたところである。そして、平成 18 年度をもってその役割を終えることとなるが、法人廃止までに残された期間を実りあるものとするため、当委員会は次のとおり提言する。

ア 事業内容の充実

事業については、最近の漁業を取り巻く環境を踏まえた事業内容のグレードアップが図れるよう、当法人自身が努めることはもちろん、各組合等における事業内容の充実が図られるよう指導

すること。なお、事業の実施に当たっては、当法人の業務管理のみならず、事業を実施している各組合等の適正な事業執行についても留意すること。

イ 残余財産の有効な処理・処分

当法人の残余財産の処分については、寄付行為の規定により、当法人と類似の目的を有する他の団体に寄附されることとなるが、現段階で当法人に残ると試算されている純財産約 23,000 千円及び県からの出捐金 3,000 千円については、その用途又は処分が決まっていないので、平成 18 年度の解散に向けてのスケジュールの中で、有効な処理・処分方法を検討すること。

最後に平成 18 年度は当法人にとって最終年度となるので、その位置付けを踏まえ、当法人が実施した事業の成果に関し報告書を作成するなど、当法人がこれまで漁業者等の経営の安定及び沿岸社会の振興に寄与してきた成果を示すことを期待したい。

